

公共交通確保維持改善事業の事業評価について

実施理由

平成29年度末の策定を目途に調査等を進めている「柏市地域公共交通網形成計画策定基礎調査業務」は国の交付金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用しているため、補助金交付要綱等の規定に基づき事業評価を実施し、当該年度の1月末までに地方運輸局への報告及び公表が義務付けられていることから、当該事業の評価を行うものです。

根拠要項等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第3条

（中略）

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抜粋）

6. 事業評価について

（1）事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。